

取りまとめに向けた検討（３） （当事者照会、文書提出命令）

5

（前注）本資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）による改正後の民事訴訟法を指して「民事訴訟法」の用語を用いている。

第１ 当事者照会

- 10 1 民事訴訟法第１６３条に規定する当事者照会の実効性を高めるため、裁判所が関与する仕組みを設けることについて、どのように考えるか。

例えば、同条第１項の規定による照会に対して回答をすべき義務を怠った相手方がある場合において、裁判所が、相当と認めるときに、相手方に対し、相当の期限を定めてその義務の全部又は一部の履行をすべきことを命ずる決定をすることができることとするについて、どのように考えるか。

15

- 2 当事者照会の実効性を高めるため、一定の要件の下で、回答義務を怠った相手方に制裁を科す仕組みを設けることについて、どのように考えるか。

例えば、前記１の裁判所の決定があった場合に、相手方が、その決定に従わず、その照会に対して回答をせず又は虚偽の回答をしたときに、過料の制裁を科すこととするについて、どのように考えるか。

20

（説明）

1 従前の議論等

（１）制度導入の経緯、利用状況等

25

民事訴訟法第１６３条に規定する当事者照会は、平成８年改正により導入された制度であり、その特徴としては、当事者が、主張又は立証を「準備するため」に、相手方に対して照会することができ、相手方には訴訟法上の回答義務が生じると解されていること、裁判所が関与せずに当事者間において照会を行う制度であることなどが挙げられる。

30

この当事者照会は、争点や証拠の整理を充実、促進させる制度となることが期待されていたが、現状、その利用状況については、日本弁護士連合会が

実施したアンケートのうち、会員一般向けのものにおいて、約90%が当事者照会を利用したことはないと回答するなど、低調である。同アンケートにおいて、利用したことがないと回答した会員は、その理由として、約60%が裁判所から釈明をしてもらう方が有効であることを、約25%が照会をしても相手方が適切に回答しないと見込まれることを挙げていた。

上記日本弁護士連合会が実施したアンケートの結果からは、利用者が、当事者照会が他の制度と比べ、又はそれ自体として実効性が低いと感じていることが、利用状況が低調であることの一因となっていることがうかがわれる。この点に関し、当事者照会を平成8年改正により導入する際には、制裁を科すべきこととはされなかったが、これは、私人からの協力要請である当事者照会について、これに応じない場合に制裁を科するというのは行き過ぎであること、制裁を科すべきかを巡って訴訟審理が遅滞するおそれがあることなどを考慮したことによるものとされている。

(2) 研究会における議論等

ア 当事者照会の意義に関して、裁判所が聞くべきことを聞くという求釈明と、当事者が聞きたいことを裁判所の関心にかかわらず聞くことができる制度には、それぞれ別の意義がある旨の意見があった。

イ 裁判所が関与する仕組みを設けることについては、裁判所が、早期の段階で、必要性、相当性などを判断することの困難性や、手続が重くなった遅延したりして、制度自体が使いにくくなるおそれがあることなどを考慮する必要がある旨の意見があった。

ウ 違反に対して制裁を科すことに関し、裁判所の求釈明に答えなかった場合とのバランスについて、釈明の対象となる訴訟資料の提出は弁論主義の問題であるから、当事者照会とは別の問題であるとの意見があった。また、過料と真実擬制の制裁が考えられる中で、早期の段階で真実擬制が機能するのかにつき難しい問題がある旨の指摘があった。

エ 研究会においては、主張又は立証を準備するために、当事者間で文書そのものの開示を求められることとすることについても検討すべきとの意見があった。そして、そのメリットとして、訴訟において、文書が早期に顕出すること、文書提出義務が認められる文書であってもその存在が認識されていないことによって顕出されない文書が顕出されるようになることなどが挙げられるとの意見、証拠申出がないにもかかわらず、文書そのものの開示を義務付けることをどのように正当化するのが問題となるとの指摘、文書を開示すべき範囲の要件設定や制度の濫用を排除する仕組

みについて課題がある旨の指摘などがあった。

2 当事者照会の実効性を高めるための規律に関する検討

(1) 裁判所が関与する仕組みについて

ア 当事者照会の実効性を高めるため、裁判所が、相手方に対し、相当と認める場合に、相当の期限を定めて、その回答義務の全部又は一部の履行を命ずることができることとすることが考えられる。

現行法においても、民事訴訟法第163条第1項の要件を満たす場合には、相手方に照会に対して回答すべき訴訟法上の義務が生じるものと解されているが、裁判所が、同項の要件を満たしていることを確認し、相当と認める場合に、同義務の履行を命ずる決定をすることができることは、決定自体が相手方による義務の履行を促す効果を有するとともに、裁判所の関与の存在が回答義務に違反した当事者に制裁を科す制度を設けるための理論的根拠になるとも考えられる。

イ 裁判所が、当事者照会の回答義務の履行を命ずることが相当であるか否かを判断するに当たっては、事案の性質、内容、当事者照会により当事者に主張又は立証の準備を可能にする必要性の程度など、当該訴訟を適正、迅速に進行させるために、当事者照会によって、当事者に主張又は立証の準備をさせることが相当であるといえるかによって判断することが考えられる。

これらの点に関する具体的な事情としては、例えば、当該事案が、類型的に、争点や各争点について通常行われる主張、立証を想定することができるものであるか、事案の規模や複雑性等に照らし、争点の絞り込みを行う前の段階において、当事者間で照会、回答を行うことにより、その後の争点整理をより円滑に実施することを期待できるか、訴訟提起前に当事者間での交渉がされているか、訴訟代理人の有無などが考えられる。

ウ 上記のような事情を考慮して、相当性を認め得る場合としては、例えば、被告が管理する場所において発生した人身事故をめぐる損害賠償請求訴訟において、事故に関する情報が被告側に偏在するとともに、原告の損害に関して、傷害の内容や事故との因果関係が争われるときに、確認すべき情報（事故直後の通院先の有無、名称、担当医の名前、通院経過等）が類型的に想定されるような事案が考えられる。このような事案では、被告が管理する場所に関する瑕疵の有無や原告側の過失の程度などの争点に関し、事故現場の客観的状況を明らかにすることが、また、

原告の人身損害に関し、事故直後の通院状況や症状の変遷を明らかにすることが必要となることが想定され、類型的に、当事者照会によって、争点整理に先立ち明らかにしておくべき事情を想定しやすい場合があると考えられる。また、訴状及び答弁書の記載から明らかになる、主要事
5 実レベルでの争点や原告の主張する損害の内容に照らし、実質的な争点整理を開始するまでの期間においても、当事者間で必要な照会、回答を行うことが可能であり、それにより、その後の争点整理が円滑に実施され、より迅速な審理を実現することを期待し得る場合があるとも考えられる。さらに、特に訴え提起前の交渉がされておらず、双方に訴訟代理
10 人が選任されているような場合には、当事者間における照会、回答を行うことにより得られる効果が大きい場合があるとも考えられる。これらの事情を考慮し、相当性が認められると判断することができることがあり得るとも考えられる。

エ 裁判所による履行を命ずる決定に対しては、不服申立てを認めないこととすることが考えられる。当事者照会における照会への回答義務は、
15 裁判所が履行を命ずる以前に、民事訴訟法第163条の規定による訴訟法上の義務として既に生じているものであり、また、後述する制裁に関して、過料を科すこととした場合には、過料の決定を即時抗告により争うことができることが想定されることなどに照らし、履行を命ず
20 る決定自体について不服申立てを認めなくても、当事者の手続保障に欠けることなく、また、そのことは、審理の遅滞を回避することにも資するとも考えられる。

また、履行を命ずる決定は、上記のような位置付けを前提として、裁判所が、職権で行うものとし、当事者は、必要に応じて、職権発動を促
25 すこととすることが考えられる。

オ このような仕組みを設けることなどにより、当事者照会の実効性を高めることについては、次のようなメリットが考えられる。

① 当事者による必要かつ十分な範囲の証拠申出を可能にすることに資
30 すること

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行と同時に施行される、改正後の民事訴訟規則第137条の2においては、書証の申出における当事者の努力義務が定められており、これは、文書の画像情報の提出により書証の申出をすることができるようになることで、従来よりもその提出コストが低くなり、吟味を経ない

大量の書証申出がされる懸念があることから、当事者が、書証の申出をするに当たり、証明すべき事実を照らして当該申出が必要かつ十分なものとなるように努めなければならないとされたものである。

当事者照会は、主張、証拠の申出をする前の段階で、当事者間で照会、回答を行うことを可能にする制度であり、適切に利用された場合には、当事者が、回答を受けた情報を基に吟味した上で、その後の争点整理段階での主張、立証を行うことが可能となり得るとも考えられる。

② 迅速な訴訟進行に資すること

前記裁判所が関与する仕組みは、訴え提起から実質的な争点整理手続が開始するまでの間に利用されることが考えられる。このような制度の利用を念頭に、当該事案において、訴え提起から裁判所が実質的な争点整理を開始するまでの時間を活用し、当事者が、相互に、照会、回答を行い、充実した争点整理を行う準備をし、より迅速な審理を実現することが期待され得るとも考えられる。

③ 当事者の納得に資すること

前記裁判所が関与する仕組みは、争点整理に先立ち、当事者間で、照会、回答を行い、争点整理を行う準備をし、より多くの情報を基に争点整理に臨むことを可能にするものであり、適切に利用された場合には、当事者が、より主体的に争点の設定を含めた争点整理を行い、より納得することができる手続を実現することを可能とするものである。そこで、当該事案において、当事者照会を行うことにより、当事者のより主体的な争点整理への関与及びそれによる当事者がより納得することができる手続の実現が期待され得るとも考えられる。

(2) 制裁を科す仕組み

ア 当事者照会の実効性を高めるための仕組みとして、相手方が、裁判所の命令に従わずに、照会に対して回答をせず又は虚偽の回答をしたときに、過料の制裁を科すこととすることが考えられる。

過料の制裁を科すこととする理論的根拠に関しては、文書提出命令、本人尋問などの証拠申出を前提とする手続と異なり、証拠調べの必要性の存在を要件としない、主張又は立証を準備するための照会に対する回答義務について、その義務に違反した場合に過料の制裁を科すことを正当化する根拠が何かを検討する必要がある。

主張又は立証を準備するための当事者間における照会への回答を義務

付けることは、前記当事者照会の実効性を高めることによるメリットに関する記載のとおり、①主張、証拠の申出をする前の段階で、当事者間で照会回答を行うことにより、回答を受けた情報を基に吟味した上で主張、証拠の申出をすることを可能とし、当事者が、必要かつ十分な範囲で証拠申出をすることを可能にすることに資すること、②訴え提起から裁判所が実質的な争点整理を開始するまでの時間を活用して、当事者が、相互に、照会、回答を行い、充実した争点整理を行う準備をするなどにより、より迅速な審理を実現することに資すること、③当事者が、争点整理に先立ち、相互に照会、回答を行い、争点整理を行う準備をすることにより、より主体的に争点整理を行い、当事者がより納得することができる手続の実現に資することなど、適正、迅速な審理の実現に寄与し得るものであり、これは、過料の制裁を科すことの正当化根拠になり得るとも考えられる。

イ 制裁の内容としては、過料を科すこととすることが考えられる。

現行の民事訴訟法における当事者に対する制裁の仕組みとしては、①宣誓した当事者が虚偽の陳述をした場合の過料の制裁（民事訴訟法第209条）や、②当事者尋問への不出頭又は宣誓若しくは陳述の拒絶や、文書提出命令に従わない場合の真実擬制の制裁（同法第208条、第224条）があるが、②の場合に真実擬制の制裁を科すこととしているのは、当事者については第三者の場合と異なり、違反に対して真実擬制の制裁により履行を確保することが可能であるため、過料の制裁を科す必要がないことによるとも考えられる。

当事者間における照会への回答義務に関する裁判所の履行を命ずる決定への違反については、仮に、回答拒否などの場合に真実擬制の制裁を科すこととした場合には、照会が主張又は立証の準備のためにされるものであり、必ずしも証拠申出を前提とする手続のように立証すべき事実が明らかになっているわけではないため、真実擬制の制裁による履行の確保が困難であると考えられることから、制裁として、過料を科すこととすることが考えられる。

他方で、照会が主張又は立証の準備のためのものであるとしても、立証すべき事実を請求原因事実などのレベルで考えた場合には、制裁を科すことも想定し得るから、真実擬制の制裁を科すことにより履行を確保することが可能であるとの考え方もあり得る。

ウ 過料の裁判は、基本となる訴訟事件の判決時又は判決後（移審後）に

行うことが可能であり、実際に、回答が虚偽であるか否かについては、基本事件における事実認定を前提に判断する必要がある場合や、回答拒否については、それが過料を科すべき程度のものであるかを判断する上で訴訟全体の進行を振り返って判断すべき場合も少なくないと考えられる。また、実際に過料の制裁を科さなければならない事案が多発すると

5 考え難いため、過料の制裁を科すことができることとすることにより、一般的に、基本事件の進行が遅滞することにはならないと考えられる。

(3) その他

当事者照会の実効性を高めるための仕組みについては、その仕組みの在り方のほか、当事者間で開示を求められる情報の対象をどのように考えるかを含め、様々な議論があり得ると考えられるところ、どのように考えるか。

10

- 3 以上を踏まえ、当事者照会の実効性を高めるため、裁判所が関与する仕組みや義務を怠った相手方に制裁を科す仕組みを設けることなどについて、どのように考えるか。

第2 文書提出義務の除外事由

1 専ら文書の所持者の利用に供するための文書

「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を文書提出義務の除外事由とする規定（民事訴訟法第220条第4号二）に係る規律について、これを改め、これまで解釈上該当するとされている文書の中核的な類型を例示するとともに判例上の解釈を明文化し、規範を明確化して予測可能性を高めるため、次のように改めることとしては、どうか。

20

専ら文書所持者内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、アないしウのいずれかに該当するものその他その提出により個人の私生活上の平穩が害され又は個人若しくは団体の自由な意思形成が阻害されるなど文書の所持者に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるもの（当該事案の内容及び性質、当該文書に係る証拠調べをする必要性その他の事情を考慮して、文書の所持者が提出を拒むことが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げることとなる特別の事情がある場合を除く。）

25

ア 文書の所持者又はその所持者から依頼を受けた者が専ら当該事件の主張又は立証を準備するために作成した文書

イ 文書の所持者が作成した私生活上の事実を記載した文書であって、その提出により、その私生活の平穩を害するもの

30

ウ 個人又は団体の意思形成に関わる文書であって、その提出により、率直な意見の表明又は文書への記載が不当に損なわれるおそれその他その所持者による自由な意思形成が阻害されるおそれがあるもの

(説明)

1 従前の議論等

(1) 本研究会においては、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(以下「自己利用文書」という。)を文書提出義務の除外事由とする規定(民事訴訟法第220条第4号ニ。以下「本件規定」という。)を改めることについて、これまで、本件規定を削除した上で、個人のプライバシーを保護するための除外事由を新たに設けることや、本件規定を存置しつつ、更にその例外として、証拠の必要性等の利益衡量により文書提出義務を認める規定を設けることなどについて議論がされた。

(2) ア 本文での提案に関し、本件規定の自己利用文書といえるためには、一般に、①文書の作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であること(外部非開示性)が必要であるとされているが、それに加えて、②開示されると個人のプライバシーが侵害されたり、個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあること(不利益性)が必要であり、この場合には、③自己利用文書の該当性を否定する特段の事情がない限り、当該文書は自己利用文書に当たるものとされている(最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁)。

イ しかしながら、本研究会では、本件規定の適用に関し、本件規定が保護している利益(個人又は団体の自由な意思形成等)が害される場面に限られず、広く類型的に文書提出義務を除外するものとなっているのではないか、外部非開示性が認められるとそれに引きずられた判断がされる仕組みになっていると感じられるなどの指摘がされており、このことは、本件規定の文言と判例上の解釈に齟齬が生じていることにより、当事者が提出義務の存否に関する判断を予測し難い状況となっている可能性をうかがわせるものであるとも考えられる。

また、情報通信技術の発展及びその国民生活への浸透に伴って、より多くのコミュニケーションが文字情報によりやりとりされていることも、

文書の本件規定該当性に関する判断の予測可能性を向上させる必要性を裏付けるものであるとも考えられる。

ウ 文書提出義務の除外事由として、引き続き、個人又は団体の意思形成に関わる文書であって、その提出により、率直な意見の表明又は文書への記載が不当に損なわれるおそれその他その所持者による自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものを定めるかどうかについては、議論がある。

研究会の議論では、上記個人又は団体の意思形成に関わる文書を文書提出義務の除外事由とすることは、平成8年改正時の立法判断であり、それを変更することを裏付ける立法事実があるといえるかが問題になるという指摘があり、複数の金融機関を対象に実施したヒアリングにおいては、外部に開示されることにより団体の自由な意思形成が阻害されるおそれがあるような文書を開示義務の対象から除外する現行の規律については、改正に慎重であるべき趣旨の意見があった。

他方で、本件規定に関する解釈を明らかにする前記判例に係る決定がされてから、20年以上が経過しており、その間に、企業・団体のコンプライアンス意識やその説明責任に関する国民意識は大きく変化していること、企業・団体を当事者とする訴訟において、その適正な審理を実現する観点から、企業・団体において作成される重要な文書のうち開示されるべきものが適時適切に開示されることへの期待が大きくなっており、そのような期待を保護することの重要性が増していることなどから、上記個人又は団体の意思形成に関わる文書を文書提出義務の除外事由とする必要性、相当性が存在するのかについて、疑問を呈する意見もあった。

エ そのほか、本件規定を削除した場合には、本件規定により保護されてきた利益が個人のプライバシーおよび職業の秘密（民事訴訟法第220条第4号ハ）の保護によりカバーしきれるのかといった点や団体内部において意思形成過程の文書が保存されずに結論を記載した文書のみが作成されるようになるおそれがあるという指摘もあった。

2 本文において示された検討対象について

(1) 本文は、本件規定について、自己利用文書に関し、解釈上該当するとされている文書の中核的な類型を例示するとともに判例上の解釈を明文化し、文書提出義務の存否の判断に関する予測可能性を高めるものである。

(2) 具体的に、解釈上自己利用文書に該当するとされている文書の中核的なも

のとして、文書の所持者又はその所持者から依頼を受けた者が専ら当該事件の主張又は立証を準備するために作成した文書（本文ア）、文書の所持者が作成した私生活上の事実を記載した文書であって、その提出により、その私生活の平穩を害するもの（本文イ）及び個人又は団体の意思形成に関わる文書であって、その提出により、率直な意見の表明又は文書への記載が不当に損なわれるおそれその他その所持者による自由な意思形成が阻害されるおそれがあるもの（本文ウ）を例示することが考えられる。

ア 本文アの文書については、従来、自己利用文書として開示義務の対象から除外されてきたものと考えられ、当事者間の衡平、訴訟活動の充実などの観点から、引き続き、これを提出義務の対象から除外する必要性が高いことから、提出義務から除外される文書として例示することが考えられる。

もつとも、上記の趣旨に照らし、過大な範囲の文書の提出義務が除外されることがないよう、「専ら」当該事件の主張又は立証を準備するために作成した文書とすることが考えられる。

イ 本文イの文書につき、個人的な日記や備忘録は、これまで、自己利用文書として文書提出義務から除外されると解されてきたものと考えられる。これらの文書を文書提出義務から除外する趣旨として、個人のプライバシーの保護が考えられるところ、引き続き、その趣旨に合致する文書が文書提出義務から除外されることを明らかにするため、文書の所持者が作成した私生活上の事実を記載した文書であって、その提出により、その私生活の平穩を害するものを、例示することが考えられる。

この点について、文書提出義務から除外する文書は、個人にとっての不利益性がより深刻なものに限るべきとの議論も考え得るところであり、その場合には、文書の所持者の私生活についての重大な秘密が記載された文書であって、その提出によりその所持者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるものを例示することも考えられる。

ウ 本文ウの文書につき、判例（最決平成11年11月12日）を踏まえ、個人又は団体における自由な意思形成を確保する観点から、引き続き、個人又は団体の意思形成に関わる文書であって、その提出により、率直な意見の表明又は文書への記載が不当に損なわれるおそれその他その所持者による自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものを、提出義務から除外される文書として例示することが考えられる。

エ 上記アないしウまでの文書は、例示とすることが考えられ、その場合には、それ以外の文書であっても、これらと同程度に開示による不利益性が

認められるものであれば、提出義務の対象から除外される文書となり得るものとなる。

(3) 文書提出命令申立ての対象となる文書につき、外部非開示性及び不利益性の要件を満たした場合において、前記のとおり、判例上、特段の事情がない限り自己利用文書に当たるとされているが、いかなる場合に特段の事情が認められるかについては、明らかにはなっていない。

その上で、上記判例も、上記の場合において、文書の所持者が提出を拒むことが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があるような場合にまで、文書の提出を命ずることを否定するものではないとも考えられる。そこで、文書が、外部非開示性及び不利益性の要件を満たす場合においても、当該事案の内容及び性質、当該文書に係る証拠調べをする必要性その他の事情を考慮して、文書の所持者が提出を拒むことが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げることとなる特別の事情がある場合には、文書の提出を命ずることができることを明確にすることが考えられる。

この点について、文書の証拠としての必要性和当該文書の所持者が被る不利益の比較衡量をすることとした場合には、イン・カメラ手続が行われる場合が増加するのではないかといった意見があった。他方で、文書の所持者が提出を拒むことが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げることとなる特別の事情がある場合に当たるかどうかを判断しなければならない事案は、例外的であり、イン・カメラ手続が行われる場合が増加し得ることは、当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げることとなる特別の事情がある場合には、文書の提出を命ずることができることとすることを否定すべき理由になるものとはいえないとも考えられる。

3 証言拒絶権との関係について

文書提出義務の除外事由としての本文アからウまでの各文書は、証言拒絶権（民事訴訟法第196条、第197条）としては定められていない。そこで、これらの事由を、文書提出義務の除外義務としてのみ定める場合には、文書についてのみ除外事由を定めることを正当化する、文書所持者の利益又は社会的利益を想定することになるとも考えられる。

この点に関し、本文イについては、個人のプライバシーを保護するものであるところ、本件規定を見直すことに伴い、要件を限定した上で、証言拒絶権としても定めることが考えられる。現行法において、証言が証人及び証人と一定の関係を有するものの名誉を害すべき事項に関する場合には、証人は証言を拒

むことができることとされている（民事訴訟法第196条）ところ、個人のプライバシーについても、名誉と同様に、人格権保護の観点から保護すべきものについて証言拒絶事由として定めることが考えられ、具体的には、証言が、証人及び証人と同条第1号及び第2号の関係を有する者の私生活についての重大な秘密に関するものであり、証言によりその者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合に、証人が証言を拒むことができることとすることが考えられる。

4 小括

以上を踏まえて、本件規定に係る規律を改め、これまで解釈上該当するとされている文書の中核的な類型を例示するとともに判例上の解釈を明文化し、規範を明確化して予測可能性を高めることとすることについて、どのように考えるか。

2 文書提出義務が争われる場合の立証責任

民事訴訟法第220条第4号に規定する文書提出義務の除外事由（同号イからホまで）の立証責任につき、文書の所持者が立証責任を負うことを条文上明らかにするために、同号の規律につき、同条第1号から第3号までに掲げる場合のほか、文書が同号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合以外の場合に、文書の所持者は、その提出を拒むことができないものとして改めることとしては、どうか。

（説明）

1 従前の議論等

本研究会においては、これまで、文書の所持者が文書提出義務の除外事由の立証責任を負うものとする観点から、文書提出義務に関する規定を改めることについて議論がされ、そのような改正を支持する意見や、現在の実務においても、文書の内容を把握している文書の所持者側に提出義務の除外事由を明らかにさせる運用があるといった意見があった。

2 本文の規律について

第1の2の本文では、文書提出義務の除外事由の立証責任を文書の所持者が負うものとするために、文書提出義務に関する民事訴訟法第220条第4号の規定を改めることを検討事項としている。

民事訴訟法第220条第4号は、文書提出義務を一般義務とした上で、同号イからホまでの除外事由を設け、これらの除外事由のいずれにも該当しない場

5 合に提出義務を負うものとされており、文書提出命令の申立人に文書提出義務の立証責任があると解されている。もっとも、上記の一般的な考え方を前提とした場合にも、除外事由のいずれかに該当することを基礎付ける事実については、文書の所持者が「事実上の立証の負担」を負うという考え方や、文書の所持者に「実際の証拠提出責任（立証の負担）」を認めるのが相当であるといった考え方も示されているところであり、文書の所持者に一定の範囲で除外事由該当性に関する事実を明らかにさせる必要性については、相当程度、理解が得られているように考えられる。

3 小括

10 以上を踏まえて、文書提出義務の除外事由の立証責任を文書の所持者が負うものとする事とすることについて、どのように考えるか。